

徳島県高等学校教育研究会数学学会会則

	昭和23年10月26日
改正	昭和38年2月6日
改正	昭和43年10月18日
改正	昭和48年10月23日
改正	昭和51年10月26日
改正	昭和52年10月25日
改正	昭和53年10月20日
改正	昭和55年10月27日
改正	昭和60年10月28日
改正	昭和61年10月27日
改正	平成19年8月24日
改正	平成20年5月21日
改正	平成22年8月19日
改正	平成25年8月22日
改正	平成26年8月21日
改正	平成30年8月21日
改正	令和元年8月19日
改正	令和7年8月18日

第一条 本会は徳島県高等学校教育研究会数学学会（略称：高教研数学学会）と称し、数学および数学教育の研究をし、徳島県高等学校の数学教育の振興を期する。

第二条 本会は下記の事業を行う。

- 1 数学教育に関する図書・資料および教育参考品の購入のあっ旋
- 2 学校参観、研究授業、研究発表等研究会の開催
- 3 機関誌、名簿等の刊行
- 4 講師の派遣、内外留学および県外教育視察の企画、推薦
- 5 講習会の企画、開催
- 6 その他

第三条 本会の会員は次のものとする。

- 1 会員 徳島県高等学校数学教育関係者および本会の目的に賛同する一般希望者
- 2 名誉会員 会長の職にあった者ならびに県内外の名士、学識経験者および本会に功労のあった者

第四条 本会は下の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 参与 若干名 支部長 3名
副支部長 3名 代表委員 各校1名 監事 2名 幹事 1名

第五条 会長は会務を統理し、総会および役員会等を招集するとともに必要に応じて専門委員を委嘱する。

第六条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第七条 参与は本会の運営について会長に助言する。

第八条 支部長は支部を代表し、その運営にあたるものとする。

第九条 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

第十条 代表委員は総会および会長の要請に応じ企画答申する。

第十一条 監事は本会の会計を監査する。

第十二条 幹事は会長の委嘱により本部において連絡、記録、会誌の発送等庶務一般および会計事務をつかさどる。

第十三条 会長、副会長、参与、監査は役員会において選出し、総会において承認を得るものとする。

第十四条 支部長、副支部長は各支部において互選する。

第十五条 代表委員は各高等学校より1名を互選する。

第十六条 役員の任期は1カ年とする。ただし、重任を防げない。

第十七条 総会は毎年1回会長が招集する。時期および場所は会長が定める。

第十八条 会長が必要と認めたとき、および会員の5分の1以上、または2支部以上から要求のあった場合は臨時総会を開く。

第十九条 総会は全会員の半数以上の出席により成立し、次の事項を定める。ただし、委任状の効力は認める。

- 1 規約の制定ならびに改正
- 2 名誉会員の承認
- 3 予算の決定ならびに決算の承認
- 4 役員会等の決定事項ならびに処理事項の承認
- 5 会の解散ならびにそれに伴う事項の決定
- 6 その他の目的を遂行するために重要な事項の決定と承認

第二十条 役員会は必要に応じ会長が招集し委員総数の半数以上の出席により成立し、次の事項を定める。ただし、委任状の効力は認める。

- 1 総会開催に関する事項
- 2 総会の決定事項中、その委任を受けた事項
- 3 軽易な事項、緊急を要する事項
- 4 名誉会員の推薦
- 5 各種原案の検討、審議
- 6 各種事業の計画
- 7 その他、必要事項

第二十一条 本会の本部は会長在勤の場所におく。

第二十二条 本会の経費は徳島県高等学校教育研究会よりの配分金および寄付金と会員の会費をもってこれにあてる。

第二十三条 本会は下の支部をおくものとする。

- 1 中部支部 城東 城南 城北 城ノ内 徳島北 徳島市立 城西 徳島科学技術
徳島商業 徳島中央 鳴門 鳴門渦潮 板野 徳島視覚支援
徳島聴覚支援 板野支援 国府支援 各学校
- 2 南部支部 小松島 小松島西 富岡東 富岡西 阿南光 那賀 海部
ひのみね支援 みなと高等学園 阿南支援 各学校
- 3 西部支部 名西 吉野川 川島 阿波 阿波西 穴吹 脇町 つるぎ 池田
鴨島支援 池田支援 各学校

第二十四条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第二十五条 本会の加入脱退は会長を通じて行うものとする。

付則（昭和二十三年十月二十六日）この会則は昭和二十三年十月二十六日より実施する。

付則（昭和三十七年六月二十九日）この会則は昭和三十八年四月一日より実施する。

付則（昭和四十三年十月十八日）この会則は昭和四十三年十月十八日より実施する。

付則（昭和四十八年十月二十三日）この会則は昭和四十八年十月二十三日より実施する。

付則（昭和五十一年十月二十六日）この会則は昭和五十一年十月二十六日より実施する。

付則（昭和五十二年十月二十五日）この会則は昭和五十二年十月二十五日より実施する。

付則（昭和五十三年十月二十日）この会則は昭和五十三年十月二十日より実施する。

付則（昭和五十五年十月二十七日）この会則は昭和五十五年十月二十七日より実施する。

付則（昭和六十年十月二十八日）この会則は昭和六十年十月二十八日より実施する。

付則（昭和六十一年十月二十七日）この会則は昭和六十一年十月二十七日より実施する。

付則（平成十九年八月二十四日）この会則は平成十九年八月二十四日より実施する。

付則（平成二十年五月二十一日）この会則は平成二十年五月二十一日より実施する。

付則（平成二十二年八月十九日）この会則は平成二十二年八月十九日より実施する。

付則（平成二十六年八月二十一日）この会則は平成二十六年八月二十一日より実施する。

付則（平成三十年八月二十一日）この会則は平成三十年八月二十一日より実施する。

付則（令和元年八月十九日）この会則は令和元年八月十九日より実施する。

付則（令和七年八月十八日）この会則は令和七年八月十八日より実施する。